

会 議 録

- 1 会議名
令和6年度第1回阿賀野市福祉有償運送運営協議会
- 2 開催日時
令和6年7月22日（月） 午後1時30分から午後2時10分まで
- 3 開催場所
阿賀野市役所 1階 第1多目的ホール
- 4 出席者
会長他委員8名、事務局1名（11人中9人出席）
- 5 議題（公開・非公開の別）
（1）令和5年度下半期の福祉有償運送の運営状況について（公開）
（2）自家用有償旅客運送登録事項変更申請について（公開）
（3）その他（公開）
- 6 非公開の理由
なし
- 7 傍聴者の数
0人
- 8 発言の内容
開会

○事務局

定刻となりましたので、会議を始めさせていただきたいと思います。
お暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。
本年度の第1回目の有償運送運営協議会を始めさせていただきたいと思います。
本会議は、阿賀野市審議会等の会議の公開に関する要綱に基づき、公開とすることとし、議事録は議事概要形式で会長の確認を経て、公開することとし、あわせて議事録作成のための録音をさせていただきますのでご了承お願いいたします。

また、会議の公開にあたっては、自由闊達な議論が妨げられる恐れがあることから、発言者の氏名を明記しないこととしたいので、あわせてご了承お願いします。

本日の出席状況を報告いたします。

3号委員が2名欠席となります。

現在、9名の出席で過半数に達していますので会議が成立したことを報告いたします。

今後の議事の進行は会長にお願いしたいと思います。

会長よろしくお願ひいたします。

○会長

それでは議事のスムーズな進行に皆様のご協力よろしくお願ひいたします。
では早速ですが、議事に入らせていただきます。

まず、議事の（1）令和5年度の下半期の福祉有償運送の運営状況について、実績報告になりますが事務局からお願ひいたします。

○事務局

お手元の資料に基づき、報告いたします。

1 ページ、令和5年と下半期の運営状況の実績報告をいたします。

利用実績、身体状況ごとの会員数、利用料金に分けて報告いたします。

それでは説明いたします。

利用実績については、2 ページから4 ページに記載しております。

事業所ごとに、車両の運行時間、運行距離、利用料金を前回と比較すると、増加傾向が2事業所、横ばいが2事業所、減少が1事業所となっています。

全体的には、利用件数の増加、運行距離の増加により運行時間の増が見られます。

要因としては、令和5年5月に新型コロナウイルスが5類に移行したことによる体制の増加が考えられます。

身体状況ごとの会員数は、5 ページから10 ページ、料金については11 ページから12 ページの資料の通りとなっております。

また、いずれの団体においても苦情や事故の発生はありませんでした。

以上報告いたします。

○会長

ただいま事務局から説明が終わりました。

皆様の方で何か聞きたいことやご意見がございましたらお願ひいたします。

（質疑等なし）

では、質疑等がなければ、議事の（1）令和5年度の下半期の福祉有償運送の運営状況についての報告を終わります。

続きまして、（2）自家用有償旅客運送登録事項変更について、こちらも報告になります。

事務局の説明を求めます。

○事務局

資料13 ページをご覧ください。

事業所ごとに配置する車両の種類ごとの数に変更があった場合は、軽微な事項の変更による届け出が必要となっております。

初めに、特定非営利活動法人グリーン様から、車両の変更届がありました。
前回との比較対比表をご覧ください。

前回との比較では、グリーン様の車両が、セダン等軽車両が5台から4台に、令和5年11月19日から変更になっています。

軽自動車を1台廃止して普通自動車を1台新規登録しているため、総台数の変更はありません。

次に、特定非営利活動法人こころ楽々様ですが、車両台数の変更届がありました。
令和6年3月15日から、セダン等の乗用車が1台増えて10台となっております。

以上です。

○会長

説明が終わりました。

皆様の方でご質問などがありましたら、お願いいたします。

(質疑等なし)

よろしいでしょうか。

詳細な台数の車両等については、後ろの方にすべて載っておりますし、質疑がなければ議事の(2) 自家用旅客運送登録事項変更についての報告を終わります。

続いて(3) その他でございます。

皆様の方で何かこの場でご意見等ございましたらお願いいたします。

○委員

報告になりますが、昨年度から有償運送の制度はいろいろ改正が行われている部分がございます。特に運賃の上限をタクシー運賃の約8割に設定することが可能となりました。

何が適正な価格なのかというのは、当然こういった協議会の場で議論していただく必要はあると思います。

そういったところも検討を進めながら、福祉有償運送の維持に努めていただくような形でお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○会長

他にございますでしょうか。

あと、事務局の方で何かございましたらお願いします。

○事務局

今回の協議会の開催についてになりますが、登録の有効期限が、12月11日に終了する事業所がございます。

手続き上更新する場合は、満了の1ヶ月前までに、更新登録申請の書類を県に提出しなければならないため、次回運営協議会の開催は10月から11月の初旬までには、2回目を開催したいと考えております。

正式な日程は改めてご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

(その他質疑等なし)

○会長

他に皆様からご意見等なければ、本日の協議会はこれにて終了となります。

ありがとうございました。

○委員

確認なのですが、運営協議会上、福祉の有償運送の更新の手続きについて昨年度簡素化も図られていて、更新する場合に、協議会という形でなくても、意見を皆さんにお伺いして、特段意見がなければ、協議が整ったものとみなすというやり方もできるようになっている部分もあります。当然集まって話し合うことも大事だと思っておりますので、運営状況とか各事業者さんの実態というところも話し合っただけが必要があるので、集まることは当然、第一ではあるのですが、一応そういうやり方もできるようになっておりますので、もしご検討されるのであれば制度について、私の方でも説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員

皆様に意見を文書等でお伺いする書面協議ということですか。

○委員

書面協議ですと、皆さんにお配りして、協議という形で、承認する・しないの意見を返してもらうのですが、意見募集するという形で、特に意見がなければ協議が

整ったものとする方法も一応できることにはなっています。

あくまでも「できる」なので、どこまでやるかは、各協議会の皆さんで検討いただきたい。

先ほどの話で運賃も8割までという部分もあります。

当然地元でタクシーの事業を行っている方もいらっしゃる中でどこまでやっていくのかとか実費の範疇がどこまでかというのはいろいろ細かいところも出ますので、もしそういう運賃の話などするのであれば、多分集まった方がいいという話になると思いますが、本当に何もないということであれば、そういうやり方もできますし、多分それに合わせて更新の書類も一部省略できるものが、昨年度から増えています。更新については、県の方が受け付けになるものですから、県がどこまで認めるのかというのもあるので、確認しながらという話にはなりますが。

○委員

皆様の感じとしてはどんな感じか、やっぱり1年2回になりますが、集まってやった方がいいのか、軽微なものであれば、おっしゃられたご意見を聞いてその方法でやったほうがいいのか、率直な意見をいただければと思います。

○委員

本当に何も変わらなかったような場合、どうするのか。

○委員

この会議で結果だけを聞いていく状態で、本当に今足りない状態であるのに、市の方がどういうふうな取り組みをしているかをもっと聞きたい。

○委員

本当は多分皆さんから現状をお話いただいて何が足りないのか、どこに困っているのかというような話の中で、福祉の有償運送でやらなきゃいけないのか、それとも地元のタクシーの事業者さんができる部分があるのか、そういうお話をする場にはなるのだと思います。

なかなか現実問題、そこまでできていない自治体さんが正直多い中で、本当に書類の更新、そういうのがあったらそれはそれでまた別に協議会で集まるのも当然できるので、本当にその更新のタイミングをもってだけやるのであれば、例えば、そこはそういう書面ではなく意見募集だけで終わらせる方法もありますし、本当に話し合わなければならぬものあれば、更新のタイミングでなくても、集まって話し合うことはできると思うので、そこはやり方次第になってくるのかなと思います。

市の方の考え方もありますから、私がいいですとは言えないところですが、例えば、タクシー会社さんの的にはどんなものですか。

○委員

ちょっと簡単すぎるような気がしますけどね。

でも市役所まで来るのもなかなか大変なので、書面みたいな形でいいのではないでしょうか。

○委員

更新だけで本当に何も変わらないのであればということだと思います。

ただ、当然先の話で、更新に関係なく、何かご意見あるのであれば、そこは事務局側と調整いただいて、じゃあ協議会やりますかとか、こういう場があるのでここで皆さんのご意見聞いてみましょうという話し合いになるのかなという、勝手な感覚でお話して申し訳ないですが。

○事務局

市の全体的にも、移動という課題は高齢者も障がい者もある中で、新規の福祉有

償運送をやっていただけの事業者さんがなかなかいない現状もあります。

○委員

実際他の自治体さんでも、福祉有償運送をやっているところはもう1つもなくなってしまったみたいな話も、出ているところもあるものですから、それも当然運転士になってくれる方がいらっしゃらないという話でタクシー業界さんも同じような悩みを多分抱えている中で、そこをどうしていこうかというところを、福祉だけで話すのか、公共交通も含めて話すのかみたいな話にはなってしまうのですが、そういうところを何かフォローするとかそういう話し合いやこんな取り組みをしていますよみたいな例があるのであれば、ご紹介する場として協議会を役立てていただくことになるのかなと思いますし、何か具体的にそういうお話があれば事例とかであれば我々の方でも全国でどんなものやっているのか調べることもできるので、何かご意見あればですね、言っていただければと思います。

○委員

私、新潟市で福祉有償運送をやっているのですが、前回の協議会のときに、お話ししてそのあとで阿賀野市（自立支援協議会）さんの方から、どういうふうに取り組んでいるかということで相談支援事業所の方が来られて、いろいろお話ししたのですが、そのお話を聞いていてまず感じたのが一番大きな原因が利用者が支援を申し込む時にその条件がものすごく厳しいというか狭いというか、あれではなかなか利用者が申し込んでもOKとは言えないと思います。

自分で電話できる人は駄目ですよとか、どちらかというとは私は、阿賀野市がどう取り組もうとしているのか、福祉有償運送事業を本当に事業として成り立たせようする気があるのかどうかと問われると思います。

その点新潟市は比較的、その辺の窓口は広くて、支援の85%以上は福祉有償運送と繋がり移動支援とか同行援護、それからあと通院介助をやっています。

運賃が安いと上げられないと言う前に、利用者が申し込める条件が、狭過ぎることが一番大きかったと思います。

○委員

そこは単独移動困難な、要は（対象者の）定義が狭いという話ですか。

○委員

そうですね。

先ほど言いましたように、電話できる人が移動支援を利用できないと言われていたので、その辺をもう少し広げてやらないと、確かに新潟市は老人の買い物とか社会参加とかそういうのに利用したいと言いますが、訪問介護は、介護保険関係の報酬費改定のときに報酬を下げられましたので、とても事業として成り立たないということをやめました。

高齢者の方の移動について、新潟市の方でも希望者が増えている割には、それにこたえられるところが少ない。

阿賀野市さんの場合はその辺、どういうふうを考えられているのかというのが大きいと思います。

○事務局

ガイドラインでは電話ができる人が利用できないとは規定していないと思いますが、事実上そういうことをお聞きしていたのですね。

○委員

そうですね。

聞いていて、結構その申し込みの要件が結構狭いなと思いました。

○委員

もともと福祉有償運送制度自体が、一般のタクシーの事業者さんなどができない場合というところでその範囲を絞っていることもあります。その地域によってタクシーで事業者さんが、福祉タクシーを使って自分たちもその訪問介護事業所やっているような事業者さんがいらっしゃるようなところもあったりするので、そういうところでいろいろなやり方の多分差異が生まれているということですね。

○委員

例えば、気管切開をされている方がおられますよね。

そもそも交通公共機関で行けというわけで皆さんの前で、気管のたんの拭き取りとかをやらなきゃいけないとか、いつも同じ運転手で同じ支援をやればその子も安定していますが、違った人がこられると、暴れ始める子もいます。

○委員

精神障がいとかですか。

○委員

そうです。絶えず、同じ運転手である程度お互いの面識がある環境が整っていると、意外と落ち着いて乗ってくれる。

運転手が代わったり、初めての人だど私も1回ありますが、運転している最中に襲われたというか、目の近くを引っかかれて血を流したことがあります。

でも、何回か通っているうちにだんだん慣れてくれて落ち着く、福祉有償運送は、確かにタクシーでもできるのですが、そういう特殊な事情の方が結構おられ障がい者一人一人の特性というのがあり、音が嫌いな人とか、それから光が差しても嫌いな人とか、あと音でも音楽でも嫌だっという人いらっしゃる。

それから、話し掛けると、いや私ちょっと耳遠いから何言っているかわからない、あんまり話し掛けないでほしいと言われる人もいるし、非常にその一人一人の利用者の希望が違います。

○委員

福祉有償運送でそれぞれの事業者さんが特化して、その会員を運ばれているという話だと思うので、そこは、どこまでやれるのかっていうのはよく話し合っただけ必要はあるとは思いますが、まず、障がいある方であれば、基本的には該当してくる方が多くはなってくると思う。

○委員

ベッドから車、車からお姫様だっこでベッドへという人もいます。だから介護の資格もどうしても必要ですね。

○委員

その辺、タクシーの事業者さんとか、そういうところもどこまでやられているのかというところも含めて、どこを誰がやるのかを整理しなきゃいけないだろうとは思いますが、そういうことを話し合うということであれば当然協議会を開かなきゃいけないでしょうし、そういうのがなくて本当に書類更新のためだけにその時やっているのであれば、違うやり方もできますよというご案内の1つになるのでやり方としてご検討いただければと思います。

○事務局

ありがとうございます。

○委員

昨年、市も障がい者計画を策定して、移動のニーズはあります。それをどうするか、その移動手段の確保をどうしていくかが悩ましいところで、な

なかなか進展をしていないところです。

○委員

人の話と分担の話とあと運転士さんがいないという中で、待遇改善もしなきゃいけないのかとかそういう話も出てきていますが、有償運送もそもそも利益を出せないところもあるので、その中でどこまでやっていくのか、どこまで出せば運転してくれる方がいるのかも含めての話になりますから、その辺の事情をよく話し合うということであれば集まってという形にはなるとは思いますが、もしそれをその更新と一緒にやる必要もないので、そこは分けて考えていただければと思います。

○委員

ガソリン代も上がってきていて、有償運送もいろいろ事業所によって、いただく利用料の金額も違いますけど、しばらく変わってないので、経営的には大変だろうなあとと思いますし、利用者の代表という立場で出席していますが、事業所でも結構、光熱費かかりますし、ガソリン代なんかもかかっている中で、5号委員さんの方から、訪問介護をとっても経営できなくてやめたとのお話があったので、有償運送は入所施設とかに入る前に結構利用される利用者さんが多いと思いますが、社会参加するためにもあると思います、その辺はどんなんでしょう。

○委員

利用したい人は多いです。でも受け皿がない。

○委員

運賃のバランスも多分出てくると思うので上げられるけど上げると今度利用できなくなってしまうと言われるとまたそこをどうするのかという話で、そういうところに国もお金を出せばいいんですけどなかなか難しいので、自治体の方にそこら辺、ご検討いただくことになるのかもしれないですが。

○委員

今うちらの方では、月に7、8件くらいはお断りの電話をしています。

要するにどうしても能力的に、事業所側がもう目いっぱいできない。

希望は本当に多いです。

多いのですが、なかなか答えてあげることができなくてということです。

それであと運賃の方につきましては、私ども自分たちでできる車のメンテナンスなど自分のところでやるようにしてなおかつ、もう車は全部軽自動車です。

軽自動車だと税金が安いからです。

それから、介助車になると、自動車税が免除になりますよね。

改造車、スロープ車ですかね。

普通車は駄目ですけども、それも全部軽車両にしまして、それで1ヶ月の原価計算で、6月が98円くらいでした。それで、今1キロが100円です。

その原価の方は、保険とか修理とか車検そういうもの全部入れて大体1キロ98円くらいです。車の減価償却、それも全部入れて98円です。

ですから100円でちょうどぎりぎりですね、例えば、新車を買うということは経費の面からできません。新しい車を入れるとしても減価償却終わった車両が出てからするような格好です。なかなか台数は増やせないですね。

何とか工夫して、事業として成り立つように、努力はしているのですが、なかなか厳しいものがありますね。

○委員

阿賀野市の方ではそういう、各事業所さんなどに有償事業やりませんかみたいな働きかけはないのか。何年か前に1回位あったと思います。

○事務局

働きかけていかなければならないと思っています。

一昨年ぐらいには同行援護や強度行動障がいヘルパーの研修を受けていただけないでしょうかとお願いに事業所回りをしました。

それは引き続きしていかなければならないと思っています。

移動支援が不足していることは、いろんなところで課題になっていますが、具体的にどこに行くのか、どういう人かというところも整理する必要があります。

福祉有償運送がどのような役割を担えるのか検討はしていかなければいけないというふうには感じています。

○委員

都会の方では上手くいっているのでしょうか。

○委員

変な言い方ですけど田舎に行けば行くほどタクシーの事業者さんも厳しくなっている中で、福祉の方まで手が回らない、福祉有償運送をやるかと言っても、さっきの話でやってくれる人がいないのはどこも多分同じ話になっている。

そこをどうやって賄っていくのかどういう方がいるのかっていうところがなかなか我々も国の方だとわからないのでやっぱり地元の中で、どこの誰だったらできそうですねとか、有償運送でやるのか、もっとお金を取らないような形で許可登録を要しない範囲って言われるような本当実費の範疇で、総合互助みたいな形でやるのかとかそういうところまで今検討を皆さんされているみたいなので、そこをどうやっていくかっていう話をしていくしか、もうないような状況に多分なってしまうのが、現状かと思います。

なかなかうまくいっているところはない、もともと有償運送自体が事業性を持ってできないものなので、なかなか手広くやっていこうという感じには多分ならない形になってしまうのかなと思うのですが。

○委員

ライドシェアはどうですか。

○委員

今言われているライドシェアというのは交通空白地でやる、自家用有償運送とタクシー事業者さんがやる自家用車活用事業という2種類なので、そこに福祉の方が乗れるかということ、やっぱり所詮は単なるタクシーとか普通の車でしかないので、さっきのお話にあったような専門的なケアが必要な方を賄うための手段としてやっているのかということちょっとまた違うものになってしまう。欧米型のライドシェアが本当に自由化したからといって、そういう特化した方を運ぶような方が、その地方部で手を挙げてやる方がいるかと言うと、なかなか正直ライドシェアでは難しいのではないかというのが私の感覚です。

実際難しいですよ、ライドシェアで一般の方に利用者を運んでくださいって言うても。

○委員

特に行動援護とかを有する人などの外出、保護者の余暇とかちょっとした休憩っていうところを見ても、なかなかそれが実現できない。

今預かってくれる事業所も少ない中で、有償運送で、買い物をして帰って来てもらおうという計画づくりをするにしても、ヘルパーさんに運転士さん兼ヘルパーさんをしないといけないし、そのぐらいのレベルだとヘルパーさん、運転士さんの他に1人つけないといけないですよ。

きっと本当に事業所さんも大変だろうなあってところはあります。

○委員

特殊性のある部分に対応できるような話でライドシェアを考えてしまうと、ちょっと思っているものと違うものになってしまう、ライドシェアが入れば解決するという話でもちょっとないのかなあとは思います。

○委員

うちは福祉有償事業を一本でやっている事業ではなくて、必ず移動支援とか、地域支援事業とか、あと同行援護とか通院介助とか、それらとの組み合わせでやっているわけです。

○委員

福祉有償運送だけだと、当然なかなか事業そのものが成り立たない、他で賄いつつ、そもそも有償運送人件費出せないっていうところもあるので本当に実費しか出せないところ、なかなか難しいので、ちょっとそこら辺を、逆にその車のガソリン代とか車の減価償却や他の事業と割合で折半しながら何とか運賃を維持しているみたいなのところもあるのでそこで8割まで取れるようになったので本当に、有償運送で必要な経費は、人件費以外のその車のお金とかも全部そっちに入れてちょっと上げていただいて、かつそこで払えない方がいればそこら辺のフォローを市などが何とかできるのかというような話になっていくのかなと思います。それは、多分タクシーの事業者さんも同じで、そのタクシー使いたいとか、福祉車両を使いたいみたいの方がいたときにもしそういうのがある事業者さんがいれば、そこを使うのに助成があれば使えるとかってところで負担が軽減できれば一番いいのかもしれないですけど、財政の話もあるので、私が勝手なことといえる話ではないのですが。

○委員

今ヘルパーが13人。

新潟市は74歳の誕生日から、もう運転できないです。

私もそれに引っかかって、もう昨年からは運転できませんが、14人ヘルパーは全員資格を持っていて、残り12人が福祉有償運送の講習を受けてなおかつヘルパーの資格を持っています。だからそういうのが可能なわけですね。

ただ、それでも人が足りません。

○委員

新潟市は十分全然足りているわけじゃないですね。

○委員

新潟市でもやめられる事業所さんがあって、その事業所さんの利用者の方を何とかやっていただけないかということで、こちらの方で途中で引き受けてやっている状態です。

だからそこもやっぱりそういう費用的に合わないということでやめられた。

今そういう状態ですから、決して増えてはいません。

減っています。

○委員

前の会議のときも、積極的に新規開拓するじゃなくて、今まで乗せていたからやっているみたいな話があったかと思うのですが、やっぱりその辺の儲かる仕組みとか、今言われた有償運送と他の事業を組み合わせで事業を行っている。

○委員

多分ヘルパーさんとか運転士さんの人件費は他の事業で見るとはしょうし、

それ以外の有償運送に係る経費の部分はしっかり確保できるように、原価計算をちゃんとしていただいたうえで、運賃設定していただくという形で、ある程度情報取っていかないと、多分やる方もどんどん減ってってしまう。

○委員

何とかやっていけますねという状態になるにはやっぱり 200 円は必要だと思います。

○委員

そこら辺はタクシー事業との関連性も出てくるので、どこまで上げたほうがいいのか、上げない方がいいのかっていうのは、なかなか難しいところかもしれないです。

○委員

先ほど言われた 1 人、介助者をつけて乗っていただくというようなパターンであれば、有償運送やタクシーでもできると思います。

ただ、いろいろ特性がある方もおられるので、なかなか厳しい。その結論が出ない状況が続いています。

○委員

子供が利用していたときに、お友達と一緒に同じところ行くのだけど、そういうときに、一緒に乗れないのかなっていうことを相談したときにそれ駄目ですって言われました。

○委員

福祉有償運送は個別運送が一応原則にはなっていますが、複数乗車は別に認められていないわけじゃなくて、そこは協議会の場で、その条件を絞った中で複数乗車を認めている。

○委員

うちは 3 人までです。

自動的にではなくて、3 人までのグループ支援やりますという届けをして、いいですよということになって初めてできるわけです。

○委員

何でも複数乗車ができるというわけではなくて、そのもともと複数乗車を認めているが、透析を受ける方とかが同じ病院行くのに、バラバラでいってもしょうがないので透析患者さんという条件を絞って、複数乗車認めましょうとか、そういう何かしらの複数乗車の条件的なものを多分つけているので、例えば同じ施設でということであればそこで複数乗車を認めて効率的に運べるようにしましょうとかという考え方になっているはずですから、なんでもということではないのですが、その協議会の場でどういう人の複数乗車を認めるのか、どういう人を認めざるをえないかというところを整理した上で、やるのであれば複数乗車も可能、ただその場合また運賃の話がちょっと面倒くさくなるので、例えば 100 円いただいているものをそのまま 100 円の場合は問題ないのですが、100 円いただいて 200 円にしてしまうと多すぎて、利益が出ているじゃないかなど事業者さん側からのご意見が出た場合、そこをどうやって案分するのか、途中で乗せたらどうするかというのも含めて整理ができるのであれば、複数乗車も当然認められないわけではないですね。

○委員

普通のグループ支援を認めている事業所ですと、大体 3 人乗っても 1 人分運賃です。1 人だと 100 円ですけども、2 人だと 90 円です。1 人 90 円で 180 円ですね。

3 人だとまた 10 円引いて、80 円で 240 円、最初そのそういう計算、人数によって

価格変えるっていうのは、非常に計算難しくないですかと言われてましたが、コンピューターでやっていますので、いやそんなことないですね。

○委員

1台で動くので、値段は変わらないです、乗った方で単純に半分するみたいなやり方している事業者さんもいらっしゃいますし、そうじゃなくて、何かエリアを決めて、案分する割合を変えるみたいなことをやることもできるのでそれは決め方ですね。

○委員

支援の方だって、3人までだと、1人、7割の報酬費です。
要するに移動支援の支援費は普通1人で100%だけど、2人3人の場合は、1人70%ずつになります。

30%減るから、半分となるともうちょっとそんなのやっていけないかなっていうことで、2人で1人増えるごとに10円ずつ下げていくというやり方、うちは取っています。

○委員

そこはいろいろ、協議会で協議を整える必要があるのですが、皆さんがご納得いただけるやり方であれば、やろうと思えばできなくはないですが、先程の話で人数増えて最終的に8割を超えてくるようになると、当然タクシーより高いのはどうなんだという話になりますから、そうやってきたらそれはちょっと問題かもしれません。

○委員

先程の質問は、この回答でよいですか。

○委員

昔は断られたような気がするのですが、今どうなっているのかなそういうのもあるのかなあと問い質問しました。

○事務局

複数地乗車もできるように変更になっていたと思います。

○委員

良くなっているわけですね。

○事務局

なかなか、対応できる事業者さんも少ないところではあります。

○委員

面倒見るのも大変になるので、なかなかやれないという方も多い。

○事務局

利用したい人はいてもなかなか利用できない状況もやはりあるところです。

○委員

嫌だという人もいますからね。

○事務局

支援者は利用した方がいいと言っても、利用者が嫌だと言って利用できないこともあるし、事業者さんがそういう方はちょっと対応できないというときもあると思います。

○委員

意外とグループ支援であえてお願いしますという方の方が、多いですね。
一緒に同じところ行きたいという人ですね。

○事務局

話は戻りますが、もし更新などの場合で、何も変更がない場合は、皆さんのご意

見をお聞きして、運営協議会を開かず、協議が整ったというような取扱いにしてもよろしいでしょうか。

(意義あり等の意見なし)

○会長

今、様々なご意見をたくさんいただきました。必要に応じて協議を必要とするような意見がでましたら、協議会の開催をお願いいたします。

○事務局

その時は招集させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。